

朝日町教育委員会事務局及び町立園・学校における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、朝日町教育委員会事務局職員及び朝日町立園・学校教職員（会計年度任用職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務・事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいをいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別紙に掲げる留意事項に留意するものとする。なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）

(合理的配慮の提供)

第3条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務・事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、教職員は、別紙に掲げる留意事項に留意するものとする。

(所属長の責務)

第4条 園長及び学校長（以下「所属長」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、教職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 教職員からの不当な差別的取扱いや、合理的配慮の提供に係る相談に対応するための相談窓口を、朝日町教育委員会事務局に置く。相談を受けた際には、事実関係の状況把握等について関係機関等と調整しながら組織的な対応を行うこととする。

2 町立園及び各学校（以下「町立学校等」という。）においては、所属長が特別支援教育の実施における責任者として、自らが障がいや特別支援教育に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮し、関係機関等との連携も図りながら、園内及び学校内（以下「校内」という。）の体制整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導する。

(1) 特別支援教育コーディネーター等の指名

所属長は、特別支援教育の推進のため、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校等との連絡・調整、保護者からの相談窓口の役割を担う教職員を「特別支援教育コーディネーター等」に指名し、校内分掌に明確に位置付ける。また、所属長は、特別支援教育コーディネーター等が合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、町立学校等において組織的に機能するよう努める。

(2) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

町立学校等においては、所属長のリーダーシップの下、全校（園）的な支援体制を確立し、障がいのある又は特別な支援を必要としている幼児、児童、生徒（以下「子ども」という。）の実態把握や支援方策の検討等を行うため、特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、所属長、教頭、特別支援教育コーディネーター等、生徒指導主事、養護教諭、その他必要と認められる者などで構成する。

(研修・啓発)

第6条 障がいを理由とする差別の解消を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに教職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるものとする。また、新たに所属長となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるものとする。

3 教職員にあつては、教職員の理解の度合い、指導姿勢及び指導力が子どもに大きく影響することに十分留意し、子どもの発達段階に応じた支援方法、発達障がいや高次機能障害等の理解、子どもの間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応等について学ぶため、研修会等に積極的に参加する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

<別紙>

朝日町教育委員会事務局及び町立園・学校における障がい者を理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否し、場所・時間帯などを制限するなど、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務・事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われるものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び教育委員会事務局等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を分かりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。

また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

○見えない、聞こえない、歩けないといった障がい者を理由にして、区別や排除、制限をすること

- ・障がいがあることを理由に窓口対応を拒否する。
- ・障がいがあることを理由に対応の順序を後回しにする。
- ・障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・障がいがあることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

○車いすや補装具、介助者など、障がいに関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること

- ・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法については、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。また、求めている内容に対応できない場合においても、代替手段がないか検討することが重要である。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮し、その際、相手方の意向を十分尊重するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を

考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳等を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表示のみでなく、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に則り、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 事務・事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障がい者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者等にその理由を分かりやすく丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

○事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、別紙1に記載した内容に加えて、町立園及び学校（以下「町立学校等」という。）における合理的配慮の具体例を記載するものである。この具体例においても、合理的配慮は場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであることに留意する必要がある。なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【物理的環境への配慮の具体例（ハード整備等）】

- 移動に困難のある子どものために、通学等のための駐車場を確保する。
- 移動に困難のある子どものために、使用する教室等を考慮する。
- 聴覚過敏の子どものために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な子どものために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
- 管理する施設・敷地内において、車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡したりする。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりする。

【人的支援の配慮の具体例】

- 介助等を行う子ども、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置について、障がい者の希望を聞いたりする。

【意思疎通の配慮の具体例】

- 子どもである障がい者又は言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認し、本人の自己選択・自己決定を支援する。
- 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段を用いて分かりやすく説明する。
- 知的障がいのある方に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。
- 比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 情報を保障する観点から、次の視点に立った情報提供を行う。

- ・見えにくさに配慮した情報提供

拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真などを用いるなど。

- ・聞こえにくさに配慮した視覚的な情報提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に配慮した情報提供

手のひらに文字を書いて伝えるなど。

- ・知的障がいに配慮した情報提供

伝える内容の要点を筆記、漢字にルビをふる、分かち書きをする、なじみのない外来語は避けるなど。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

○学校等での生活全般での配慮

- ・障がいの特性に応じた保育・授業時間の調整など、ルールや慣行を、必要に応じ柔軟に変更する。
- ・治療等のため学習できない期間が生じる子どもに対し、補習を行うなど学習機会を確保

する方法を工夫する。

- ・日常的に医療的ケアを要する子どもに対し、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、本人が対応可能なことなどを含め、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- ・他の子どもと同じような運動ができない子どもに対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- ・学校等での生活において、適切な対人関係の形成に困難さがある子どものために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合により本人の意向を確認したりする。また、こだわりのある子どものために、話し合いや発表などの場面において、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。
- ・障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席の用意をする。
- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障がい者に説明の上、施設の状態に応じて別室を準備する。
- ・移動に困難のある障がい者を早めに入場させて席に誘導したり、車いすを使用する障がい者の希望に応じて、決められた車いす用以外の客席も使用したりできるようにする。

○授業、試験等の場面での配慮

- ・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する子どものために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点字又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- ・聞こえにくさのある子どもに対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- ・知的発達の遅れにより、学習内容の習得が困難な子どもに対し、理解の程度に応じて視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- ・肢体不自由のある子どもに対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車いすの使用を許可したりする。
- ・読み書き等に困難のある子どものために、授業や試験でICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- ・発達障がいのため、人前での発表が困難な子どもに対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりする。
- ・板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。